平成２１年（フ）第２８６０号
大阪市鶴見区横堤３丁目２番27―904号、開始決定時の住所大阪市鶴見区横堤２丁目５番66―14号
破産者　岡　　弘行
1　破産債権の届出期間　平成22年１月７日まで
2　一般調査期日　平成22年２月22日午後３時30分
平成21年11月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５６６号
静岡県浜松市南区四本松町277番地
破産者　大山　宏次
1　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
2　一般調査期日　平成22年１月19日午後３時30分
平成21年11月30日
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１１９２号
大阪市城東区野江４丁目１番43号
破産者　宮武　信義
1　破産債権の届出期間　平成22年１月13日まで
2　一般調査期日　平成22年２月22日午後３時30分
平成21年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５２１号
神戸市兵庫区会下山町３丁目３番６号、住民票上の住所大阪市中央区南新町２丁目２番８号
破産者　青木　貞明
1　破産債権の届出期間　平成22年１月20日まで
2　一般調査期日　平成22年３月10日午後１時30分
平成21年11月27日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第４８号
福岡市博多区東那珂１丁目12番３号
破産者　五賀　隆士
1　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
2　一般調査期間　平成22年２月１日から平成22年２月８日まで
平成21年11月27日
福岡地方裁判所第４民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第７５号
愛媛県大洲市八多喜町甲199番地１
破産者　祇園建設株式会社
1　期日　平成22年１月22日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月30日　松山地方裁判所大洲支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１８年（フ）第１２０号
石川県七尾市大和町ヘ部４番地の２
破産者　株式会社呉山土建
異議申述期間　平成22年１月13日まで
平成21年11月30日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２０年（フ）第１２３号
愛媛県今治市郷六ヶ内町２丁目２番22号
破産者　益田千鶴子
異議申述期間　平成22年１月22日まで
平成21年11月30日　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１３号
愛媛県今治市郷桜井１丁目６番33号
破産者　ダイトー設備産業株式会社
異議申述期間　平成22年１月22日まで
平成21年11月30日　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１４号
愛媛県今治市東鳥生町１丁目５番35号　第五サンキョーマンション551号、破産手続開始決定時の住所愛媛県今治市郷桜井１丁目６番33号
破産者　大島　　敦
異議申述期間　平成22年１月22日まで
平成21年11月30日　松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１８号
福岡市南区老司２丁目18番70号
破産者　吉村　正文
異議申述期間　平成22年１月27日まで
平成21年11月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第８１８号
大分市大字上宗方710番地の104
破産者　森山　孝茂
異議申述期間　平成22年１月29日まで
平成21年11月30日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第８８号
東京都大田区千鳥３丁目19番15号フラリッシュ502、破産開始決定時の住所大分県杵築市大字南杵築335番地
破産者　有田　　剛
異議申述期間　平成22年１月29日まで
平成21年11月30日
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２０年（フ）第８１５号
宮崎県宮崎郡清武町池田台16番地11
破産者　松葉恵美子
異議申述期間　平成22年１月29日まで
平成21年11月30日　　宮崎地方裁判所破産係

平成１９年（フ）第１５１号
熊本県玉名市石貫3955番地２
破産者　今村　　健
異議申述期間　平成22年２月１日まで
平成21年11月30日　熊本地方裁判所玉名支部

平成１９年（フ）第１５２号
熊本県玉名市石貫3955番地２
破産者　今村眞由美（旧姓松村）
異議申述期間　平成22年２月１日まで
平成21年11月30日　熊本地方裁判所玉名支部

免責決定確定

平成１６年（モ）第１３０８号
（平成１６年（フ）第３０８号）
福岡県行橋市南大橋３丁目13番20号川島団地２―20号
破産者　井本　光子
1　主文　破産者について免責を許可する。
2　決定確定日　平成21年11月26日
福岡地方裁判所行橋支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第４５号
横浜市金沢区福浦１丁目15番12
清算株式会社　株式会社原田エコビジネス
代表清算人　山田　　博
1　決定年月日　平成21年11月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１００６号
広島市南区出島２丁目11番27号
清算株式会社　株式会社みのる商会
1　決定年月日　平成21年11月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３０２４号
大阪府高石市高砂２丁目５番地
清算株式会社　なつ運送株式会社
1　決定年月日　平成21年11月26日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　申立人は、次の債権者に対して、次の債務を負担していることを確認する。
イ．大阪府中小企業信用保証協会
求償金等　４億9282万8627円
ただし、内訳は次の通り
①　求償権元本　２億0063万2876円
②　損害金　２億9135万1916円
ただし、元本残高２億0063万2876円に対する平成10年12月１日から平成21年６月28日までの年14パーセントの割合による損害金
③　延滞保証料　84万3835円
ただし、上記①の求償権の内、銀行貸付元金残高２億円に対する平成10年12月１日から平成11年２月15日までの年２パーセントの割合による延滞保証料
ロ．たのせ公認会計士事務所　田野瀬　博
報酬請求権　105万円
ハ．株式会社カイザポインセティア
貸付金　80万円
ニ．株式会社サイガ
譲受債権元利合計　555億0562万8977円
ただし、内訳は次の通り
①　譲受債権元本　195億3826万7014円
②　損害金　359億6736万1963円
ただし、株式会社サイガが平成19年６月30日に、ＳＣ15有限会社から債権を譲受けた時点での年14パーセントの割合による損害金300億4344万4165円（株式会社整理回収機構大阪支店が債権者であった平成18年６月14日までに発生していた額281億2443万4119円を含む）及び、株式会社サイガがＳＣ15有限会社から債権